

# 申請に必要な書類

## 1 申請者（※1）が撃退装置等を購入した場合

- (1) 特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請兼実績報告書
- (2) 領収書の写し（申請者氏名、購入日、購入店舗名、商品名（品番）、金額、の記載があるもの）（※2）
- (3) 申請者の氏名、住所、生年月日が確認できる公的書類の写し（健康保険証、運転免許証（※3）など）
- (4) 申請者名義の預貯金口座の通帳又はキャッシュカードの写し



## 2 代理購入者（※4）が撃退装置等を購入した場合

- (1) 特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請兼実績報告書
- (2) 領収書の写し（代理購入者の氏名、購入日、購入店舗名、商品名（品番）、金額の記載があるもの）（※2）
- (3) 申請者の氏名、住所、生年月日が確認できる公的書類の写し（健康保険証、運転免許証（※3）など）
- (4) 申請者名義の預貯金口座の通帳又はキャッシュカードの写し（※5）
- (5) 申請者と代理購入者の続柄が確認できる公的書類（※6）の写し
- (6) 補助対象経費に関する申告書兼個人情報収集に関する同意書



- ※1 申請者とは、「補助金の交付を受けようとする者」であり、補助対象者本人（満65歳以上の方）のことで。
- ※2 領収書の宛名欄に、申請者又は代理購入者の氏名が記載されていない場合、申請を受理することはできません。
- ※3 提出いただく公的書類の写しは、
  - ・マイナンバーカードの写しは、表面のみ（裏面は不要）
  - ・国民年金手帳の写しは、基礎年金番号記載箇所を黒塗り処理したもの
  - ・各種健康保険証（介護保険証は除く。）の写しは、保険者番号及び被保険者記号番号を黒塗り処理したものをお願いします。
- ※4 申請者の配偶者又は2親等内の親族（子、孫及び兄弟姉妹並びにその配偶者）
- ※5 代理購入の場合でも、補助金が振り込まれるのは申請者名義の預貯金口座です。
- ※6 戸籍謄本や戸籍抄本、申請者と代理購入者が同一世帯登録（どちらかが世帯主登録）で世帯主及び続柄項目の記載がある住民票